

新人事管理システム設計・開発委託業務
プロポーザル実施要領

(趣旨)

第1条 新人事管理システム設計・開発委託業務に係るプロポーザル（以下「プロポーザル」という。）の実施に関して必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 応募者 プロポーザルに応募した者をいう。
- (2) 当選者 応募者の中から業務の委託予定者を決定した者をいう。

(募集要項の作成)

第3条 県は、プロポーザルを実施しようとするときは、次に掲げる事項を記載した募集要項を作成する。

- (1) プロポーザルの実施の趣旨に関すること。
- (2) プロポーザルに応募することができる者の資格に関すること。
- (3) プロポーザルへの応募の手続きに関すること。
- (4) 募集要項の内容についての質疑の手續に関すること。
- (5) 応募に係る図書（以下「応募図書」という。）の種類及び著作権の帰属、提出した応募図書の取扱方法等に関すること。
- (6) 応募に要する費用に関すること。
- (7) 当選者の選定方法及び発表に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、プロポーザルの実施に必要な事項

(募集期間)

第4条 県は、募集期間として、プロポーザルの募集を開始した日から起算して14日以上の期間を設けるものとする。

(説明会の開催)

第5条 県は、必要があるときは、プロポーザルの募集を開始した後、説明会を開催することができる。

(質疑の通知)

第6条 県は、第3条第4号の内容がプロポーザルに応募しようとする者に周知しなけ

ればならないものであると認めるときは、当該者全員にその内容を通知するものとする。

(応募図書)

第7条 プロポーザルに応募しようとする者は、県が別に定める期限までに、応募図書を提出しなければならない。

2 応募図書の著作権は、応募者に帰属する。

3 応募図書は非公開とする。ただし、県は、応募図書の内容について公表の必要があると認める場合は、応募者の了解を得て、その全部又は一部を公表することができる。

4 県は、提出された応募図書を応募者に返却しないものとする。

(審査委員会の設置)

第8条 県は応募者のうちから業務を委託する相手方を選定するため、審査委員会を設置する。

2 審査委員会の組織及び運営について必要な事項は、別に定める。

(当選者の決定)

第9条 県は、審査委員会の審査の結果に基づき、当選者を決定する。

(当選者の通知)

第10条 県は、前条の規定による決定をしたときは、応募者全員に当選の可否を文書で通知する。

(事務の所掌)

第11条 この要領の実施に関する事務は、兵庫県総務部職員局人事課が所掌する。

第12条 この要領に定めるもののほか、プロポーザルの実施に関して必要な事項は、兵庫県総務部職員局人事課が別に定める。

附 則

この要領は、令和6年5月31日から施行する。